平成２７年（フ）第５４号
宮城県東松島市小野字中央３番地１　市営小野中央住宅　401号室、前住所宮城県東松島市小野字町78番地
債務者　千葉　孝志
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第４２１３号
大阪市東淀川区豊新３丁目23番10号　ヤ２井上マンション　301号
債務者　志賀　　徹
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４３５号
大阪市天王寺区勝山４丁目２番６号ハッピー勝山601号
債務者　ＯｆｆｉｃｅＤｏ－Ｄｏこと　吉田忠太
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４９４号
大阪府門真市寿町12番33―205号
債務者　石原　　緑
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７７２号
大阪市平野区長吉長原東１丁目９番６―914号
債務者　嶋　佐知子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９３４号
大阪市淀川区十三東５丁目２番15―402号
債務者　不破　良雄
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０１０号
大阪府東大阪市森河内西２丁目31番25号　ウメダハイツ301号
債務者　平田　憲志
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０１５号
大阪府豊中市長興寺北３丁目３番16―101号
債務者　伊東　武彦
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４号
大阪府守口市佐太東町１丁目35番15―305号
債務者　堀崎のり子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３８号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ３―309号
債務者　大月せつ子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１０号
岐阜県大垣市三塚町1165番地３　コーポＫ402号室、住民票上の住所岐阜県不破郡垂井町宮代508番地の３
債務者　河野　英一
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第８号
沖縄県那覇市長田２丁目32番30号　シャトー・モンタン301
債務者　照屋　健太（旧姓仲宗根）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１７０号
埼玉県志木市柏町４丁目３番60―302号
債務者　前島　　裕
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３２７号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目34番５号
債務者　泉　　雅裕
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３３９号
さいたま市北区日進町３丁目161番地　サンベルテ202号
債務者　三ツ木めぐみ
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４２７号
さいたま市桜区西堀８丁目20番25号　センチュリー西堀401号
債務者　東　　与一
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４４８号
埼玉県朝霞市本町１丁目14番40号
債務者　石井　明希
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６１号
埼玉県上尾市愛宕１丁目５番５号　コンシャスＮ205
債務者　新堀　修一
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係